



2 練福管第10488号
令和3年3月31日

社会福祉法人 練馬区社会福祉協議会
会長 大江 義宏 様

練馬区長 前川 耀男



税額控除対象となる社会福祉法人の証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第三号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、下記のとおりです。

記

(有効期間) 令和3年3月31日 から 令和8年3月30日 まで